

令和元年度

定期監査報告書

下諏訪町監査委員

元 監 委 第 2 1 号
令和元年12月25日

下 諏 訪 町 長	青 木 悟 様
下 諏 訪 町 議 会 議 長	宮 坂 徹 様
下諏訪町選挙管理委員会委員長	小 口 俊 吉 様
下諏訪町農業委員会会長	中 村 隆 明 様
下 諏 訪 財 産 区 議 会 議 長	高 木 光 富 様

下 諏 訪 町 監 査 委 員
宮 澤 孝 良
林 元 夫

令和元年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査
委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、令和元年度
定期監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定によ
り次のとおり報告します。

目 次

ページ

1	定期監査実績	1
2	現地監査実績	1
3	監査の対象及び方法	2
4	監査の結果	2
5	監査の所見	3
6	平成30年度定期監査結果（所見）と措置状況	5

1 定期監査実績

月 日	曜日	時 間	時間配分		課 等 名	場 所 等
			書類 監査 (分)	聞き 取り (分)		
10 月 28 日	月	10 : 00 ~ 10 : 55	20	35	会計課	第4委員会室
		11 : 00 ~ 11 : 55	20	35	消防課	消防署
		13 : 00 ~ 16 : 00	90	90	健康福祉課	第4委員会室
10 月 29 日	火	9 : 00 ~ 10 : 10	10	60	下諏訪中学校	下諏訪中学校
		10 : 20 ~ 11 : 45	10	75	南小学校	南小学校
		13 : 00 ~ 16 : 55	90	145	住民環境課	第4委員会室
10 月 30 日	水	9 : 30 ~ 11 : 50	60	80	税務課	第4委員会室
		13 : 15 ~ 14 : 45	現 地 調 査			
		15 : 00 ~ 15 : 45	15	30	議会事務局	第4委員会室
11 月 6 日	水	13 : 30 ~ 16 : 35	60	110	総務課	第4委員会室
11 月 7 日	木	10 : 00 ~ 15 : 50	90	185	建設水道課	第4委員会室
		(11:30より財産区、13:15より一般会計、温泉、上下水道)				
11 月 8 日	金	10 : 00 ~ 16 : 10	120	175	教育こども課	第4委員会室
		(13:15より外部施設の聞き取りから)				
11 月 11 日	月	9 : 00 ~ 9 : 55	10	45	とがわ保育園	とがわ保育園
		10 : 15 ~ 16 : 05	105	110	産業振興課	第4委員会室
		(午前中は書類検査、13:15より聞き取り)				

2 現地調査実績

月 日	曜日	監 査 箇 所 等	課 等 名
10 月 30 日	水	13 : 15 ~ 14 : 45 諏訪湖博物館・赤彦記念館	教育こども課

3 監査の対象及び方法

令和元年度の上半期（４月～９月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、外部施設に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況〈歳入・歳出〉
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）〈取得・処分〉
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑫ その他 (1) 保育園関係 (2) 学校関係 (3) 水道事業関係
(4) 下水道事業関係 (5) 賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑬ 各課添付資料

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善を要する事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

5 監査の所見

(1) 予算の執行状況について

令和元年9月末現在の歳出一覧表に関し、各事業別の執行率が30%未満のものについて担当課に今後の執行予定を聴取した結果、入札差金等からの不用額が出るものの、概ね年度内に支払予定であるとの回答を得た。引き続き、的確な予算執行に尽力いただきたい。

(全課)

(2) 町税等について

町税等の未納対策については、限られた人員の中でご苦労いただき、また全課での集中滞納整理も行われ、個々の事情に応じた適切な対応をいただいていると感じられる。引き続きご尽力くださるようお願いしたい。

令和元年9月末現在の町税等成績表において、法人町民税の調定状況が前年度対比で70.82%に留まっており、予算現額に対しての調定額についても、40%を下回っている。調定額減の理由としては大手企業の納税額の落ち込みとの説明であった。

町の歳入の根幹をなす町税であり、予算の組み立てについては慎重かつ適切に対応されたい。

(税務課)

(3) 随意契約について

下諏訪町財務規則第119条により、随意契約によることができる金額が定められており、第119条の2では、随意契約に付すときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。各課とも規定に則って契約されており、1人の者から見積書を徴する際には相応の理由も認められた。

一方、1人の者からの見積書徴取において積算根拠等、金額の妥当性を判断する材料が乏しいものが散見された。説明責任の点からも1者見積の理由については明確なものとするよう留意願いたい。

(全課)

(4) 職員の有給休暇取得について

各課等の出勤簿を確認したところ、いずれの職場においも有給休暇の取得率が低いと感じた。業務量の増加により多忙であると察するところではあり、総務課の聴取の中では、数値化し分析もされているとのことであった。しかし、平成28年度の定期監査の所見でも触れられた経過もあり、休暇の管理体制についての見直し、また、事業を見直すことによって業務量の削減につなげることも検討願いたい。

国の働き方改革の方針をもっと重視し、職員の働く環境を改善するためにも、休暇を取りやすい環境づくりと、休暇の取り方についても工夫が必要である。また、健康診断とともに実施されているストレスチェック結果についても分析し、職員の健康管理に活かす対策を検討いただきたい。

(総務課)

(5) 公共施設管理について

下諏訪中学校や博物館など、経年劣化や設備の旧式化などが散見された。雨漏りについては、施設の活用に支障をきたしているため、緊急に対処されたい。また、障がい者等にも配慮した、新しい時代にそった教育環境をより充実させるための予算措置の必要があるか検討されたい。

(教育こども課)

(6) 工事発注方法について

同所・同種工事において、数回に渡っての工事発注をされているものがみられた。部分発注は、経費面や指導面からもマイナスであり、非効率であるため、見直しを検討されたい。

入札し、不落の工事において部分発注がみられた。入札予定価格も精査されたい。

(全課)

(7) リース契約について

ファイナンスリース取引の場合には、所有権移転と、所有権移転外の2種類ある。期間満了後に所有権移転となるリース契約物品について、町の資産としての計上を検討されたい。

(全課)

6 平成30年度定期監査結果（所見）と措置状況

監査の所見（1） 予算の執行状況について

平成30年9月末現在の歳入、歳出計算書に関し、下期での予算の補正予定の有無、重要な不用額の見込の有無を聴取した。

湖周ごみ処理施設整備事業費については、最終処分場の事業進捗状況、及び売電収入額の予測が困難で、多額な不用額が生じる可能性があるとのことであった。当該整備事業費は、湖周行政事務組合の予算に従って当町から計画的な歳出を行っている。過去においては、当該行政事務組合の不用額が出納閉鎖期間末に当町に返金され、当町の不用額となった経緯があるので、資金繰りの観点から迅速な処理が望まれる。

～ 措置状況（回答：住民環境課） ～

湖周行政事務組合の負担金の不用額については、年度末から出納閉鎖期間にかけて、2回に分けて返還が行われている。

最終処分場の建設に係る負担金については、当年度中の事業をどこまで進めるかの方針が決定された後、負担金が確定し、補正予算が上程されるが、当組合の3月議会開催時期が当月下旬のため、手続上、返金は早くても4月中旬となってしまう。

また、事務費や運営費に係る負担金の不用額算出については、3月末までの売電収入や使用料等の金額が確定された後に、精算を行うことから、5月中旬頃の返還となっている。

何れも、事務処理上、一定の期間を必要とされ、組合へは出来る限り迅速な処理を行うよう求めているが、ご理解願いたい。

監査の所見（2） 販売支援事業について

住民環境課生活環境係の新事業として、移動販売車による販売事業の支援がある。この事業は、町内第6区及び第9区及び第1区の一部地区の所定場所に対して、移動販売車が所定の時間に訪問し、食料品等の対面販売を行うもので、当町は経費の一部を負担する。受託者はイオンリテール㈱北信越カンパニー長野事業部である。

移動販売車は軽自動車を改良したもので490品目の商品の積載が可能であり、冷蔵機能のガラスショーケースには生鮮食料品が陳列されていた。販売価格は店舗価格と同一に設定されているとのことで、レジではカード決済も可能であり、利便性が高いと感じられた。

本事業は買い物弱者の支援事業として、数か月のテスト販売後に本格的に実施されている。現在の委託契約は単年度契約となっており、車両購入費相当額4,896千円はすでに町費で支出済みである。委託販売は長期に渡ると考えられるため、想定した委託期間の変更など将来起こり得る事態を想定し、その対応について文書化しておく必要がある。

～ 措置状況（回答：住民環境課） ～

文書化している事項としては、契約書上において「内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、これを決定するもの」と明記し契約を交わしている。万一、業務遂行に関し支障等が出た場合は、協議の上、最善の対応をしていく所存である。

業務運営に関しては、日頃より委託先と綿密に連絡を取り合い、利用される方々に不便がないよう取り組んでいるところであり、引き続き不測の事態等がないよう努めていく。

監査の所見（３） 長期継続契約

物品の借入に関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として、債務負担行為を定めることなく、複数年契約の締結が可能である。この場合、各年度の予算の範囲内で給付を受けることが条件となり、毎年度の当初予算において措置しておくこととされている。

リース契約は賃借契約であるが、一般的なリース契約では、リース期間満了時に所有権が移転する旨、及び中途解約した場合には違約金相当額の支払が必要となる旨が記載されることが多い。このようなリース契約の重要性を考えると、当町の契約状況の全体像を集中して把握する必要があると考えられる。

具体的には、小中学校の液晶テレビのリース契約による取得が挙げられる。

～ 措置状況（回答：総務課） ～

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約については、契約期間満了に伴う更新等の状況を一括して把握する必要があるため、契約事務を所管する総務課財政係にて当町の長期継続契約に関する一覧表（契約内容、担当課、契約相手方、契約期間、契約金額等）を作成している。

把握の方法として、入札案件は入札後に担当課から契約書の写しを提出させている。さらに、各担当課における随意契約案件は、契約締結後直ちに入札経過書及び契約書の写しを提出させている。

なお、長期継続契約の業者選定にあつては、町要綱に基づき契約方法や金額の多寡にかかわらず、全ての案件を審査対象として適正を期している。

今後も、契約状況の一括把握及び業者選定等審査委員会による審査を行い、適正な契約事務に努めることとしている。